

山口県	
市区町村数	19

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問1		問2-1	問2-2	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2024年4月1日現在で有効なもの)					
			担当課(室)名	所属	事務所掌	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	問3-1 有			問3-1 無	問4-1 有			問4-1 無	
								問3-2 条例名称	問3-2 公布日(西暦)	問3-2 施行日(西暦)	問3-3 現在の状況	問4-2 計画名称	問4-2 計画期間	問4-2 女性活躍推進法との関係	問4-3 計画策定の方法	問4-4 現在の状況
					13	14	9					19				
35	201	下関市	市民部人権・男女共同参画課	1	2	1	1					4	第4次下関市男女共同参画基本計画	20210401 ~ 20260331	1	1
35	202	宇部市	人権・男女共同参画推進課	1	1	1	1	宇部市男女共同参画推進条例	2002年6月28日	2002年6月28日		4	第4次宇部市男女共同参画基本計画	2022年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1
35	203	山口市	男女共同参画推進室	1	1	1	1	山口市男女共同参画推進条例	2014年3月18日	2014年4月1日		4	第3次山口市男女共同参画基本計画	2023年4月1日 ~ 2028年3月31日	1	1
35	204	萩市	男女共同参画推進室	1	1	1	1	萩市男女共同参画推進条例	2010年3月23日	2010年4月1日		4	萩市男女共同参画プラン(第3次改定版)	2022年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1
35	206	防府市	防府市役所 福祉総務課	1	1	1	2	防府市男女共同参画推進条例	2013年12月27日	2014年4月1日		4	第6次防府市男女共同参画推進計画(幸せますぼうふハーモニープラン21)	2023年4月 ~ 2028年3月	1	1
35	207	下松市	男女共同参画室	1	1	1	1					4	第6次下松市男女共同参画プラン「フライト21プラン」	2024年4月1日 ~ 2028年3月31日	1	1
35	208	岩国市	男女共同参画室	1	1	1	1	岩国市男女共同参画推進条例	2007年9月27日	2007年9月27日		4	第4次岩国市男女共同参画基本計画	2023年4月1日 ~ 2028年3月31日	1	1
35	210	光市	人権推進課	1	2	1	1					4	第4次光市男女共同参画基本計画	2022年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1
35	211	長門市	市民活動推進課	1	2	1	1	長門市男女共同参画推進条例	2009年3月19日	2009年4月1日		4	ながと男女共同参画計画(第4次)	2022年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1
35	212	柳井市	政策企画課	1	2	1	1					4	第4次柳井市男女共同参画基本計画	2023年4月1日 ~ 2028年3月31日	1	1
35	213	美祢市	男女共同参画推進室	1	2	1	1	美祢市男女共同参画推進条例	2012年3月16日	2012年4月1日		4	美祢市男女共同参画しあわせプラン	2021年4月 ~ 2026年3月	1	1
35	215	周南市	人権推進課	1	2	1	1	周南市男女共同参画推進条例	2004年3月30日	2004年4月1日		4	第2次周南市男女共同参画基本計画(すまいるプラン周南)「後期」	2020 ~ 2024	1	1
35	216	山陽小野田市	協創部 市民活動推進課 人権・男女共同参画室	1	1	2	1	山陽小野田市男女共同参画推進条例	2005年3月22日	2005年3月22日		4	第4次さんようおのだ男女共同参画プラン	2023年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1
35	305	周防大島町	政策企画課	1	2	2	1					4	すおうおしま男女共同参画プラン	2021年3月 ~ 2026年3月	1	1
35	321	和木町	企画総務課	1	2	2	2					4	和木町男女共同参画推進計画	2016年4月 ~ 2020年3月	1	1
35	341	上関町	総務課	1	2	2	2					4	上関町男女共同参画プラン	2020年4月 ~ 2025年3月	2	1
35	343	田布施町	総務課	1	2	2	2					4	第4次田布施町男女共同参画プラン	2023年4月1日 ~ 2028年3月31日	1	1
35	344	平生町	地域振興課	1	2	2	2					4	第4次平生町男女共同参画プラン	2022年4月 ~ 2027年3月	2	1
35	502	阿武町	総務課	1	2	1	1					4	阿武町男女共同参画プラン	2001年6月 ~ 2025年7月	1	1

<選択肢回答>

所属

- 1 首長部局
- 2 教育委員会

事務所掌

- 1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課
- 2 1ではない

庁内連絡会議

- 1 有
- 2 無

諮問機関

- 1 有
- 2 無

男女共同参画に関する条例

現在の状況

- 1 2025年3月末までの制定を目途に検討中
- 2 2024年度以降の制定を目途に検討中
- 3 その他
- 4 検討していない

男女共同参画に関する計画

女性活躍推進法の推進計画との関係

- 1 一体
- 2 一体でない

計画の策定方法(総合計画の一部として策定している場合、「問4-2 計画名称」は括弧書きで表記)

- 1 単独計画として策定
- 2 総合計画の一部として策定

現在の状況

- 1 策定予定有
- 2 策定予定無

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2024年4月1日現在で開設済の施設)															
			問6-1		問6-4 所在地等					問6-3 施設形態		問6-5 管理・運営主体						
			名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	施設管理		事業運営				
												直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他	
			2								2	0	1	1	0	1	1	0
35	201	下関市																
35	202	宇部市	宇部市男女共同参画センター・フォーユー	フォーユー	755-0033	宇部市琴芝町一丁目2番5号	0836-33-4004	0836-33-3958	https://www.foryou-ube.jp	○			○				○	
35	203	山口市	山口市男女共同参画センター	ゆめぼぼら	753-0074	山口市中央二丁目5番1号	083-934-2841	083-934-2841	https://www.city.yamaguchi.lg.jp/site/djc/	○		○				○		
35	204	萩市																
35	206	防府市																
35	207	下松市																
35	208	岩国市																
35	210	光市																
35	211	長門市																
35	212	柳井市																
35	213	美祢市																
35	215	周南市																
35	216	山陽小野田市																
35	305	周防大島町																
35	321	和木町																
35	341	上関町																
35	343	田布施町																
35	344	平生町																
35	502	阿武町																

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設 (2024年4月1日現在で開設済の施設)														
			問6-1 名称	問6-2 設立年月日	問6-6 職員数(人)		問6-7 予算額(千円)	問6-8 主な事業									
					常勤(雇用の定めない職員)	非常勤(雇用の定めない職員)		広報啓発	講座	相談事業	情報収集・提供	苦情処理	交流促進	企業・NPOとの連携	国際交流	調査研究	その他
			2					2	2	2	2	0	1	0	0	1	
35	201	下関市															
35	202	宇部市	宇部市男女共同参画センター・フォーユ-	1982年4月15日	3	2	28,611	○	○	○	○						
35	203	山口市	山口市男女共同参画センター	2009年4月1日	2	5	6,126	○	○	○	○	○				○	男女共同参画関連団体への施設貸出(無償)、関連団体以外への施設貸出(有償)
35	204	萩市															
35	206	防府市															
35	207	下松市															
35	208	岩国市															
35	210	光市															
35	211	長門市															
35	212	柳井市															
35	213	美祢市															
35	215	周南市															
35	216	山陽小野田市															
35	305	周防大島町															
35	321	和木町															
35	341	上関町															
35	343	田布施町															
35	344	平生町															
35	502	阿武町															

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画に関する宣言		問5 首長、自治会長等の状況(2024年7月1日現在)														
			問7-1		市 区 長 数	うち 女性 市区 長 数	女性 比率 (%)	副 市 区 長 数	うち 女性 副 市 区 長 数	女性 比率 (%)	町 村 長 数	うち 女性 町 村 長 数	女性 比率 (%)	副 町 村 長 数	うち 女性 副 町 村 長 数	女性 比率 (%)	自 治 会 長 数	うち 女性 自 治 会 長 数	女性 比率 (%)
			宣 言 年 月 日	宣 言 の 形 態															
			2		13	1	7.7	14	0	0.0	6	0	0.0	6	0	0.0	7,070	767	10.8
35	201	下関市			1	0	0.0	2	0	0.0							794	53	6.7
35	202	宇部市	1998年6月26日	男女共同参画都市宣言	2	1	0.0	1	0	0.0							738	121	16.4
35	203	山口市			1	0	0.0	1	0	0.0							766	60	7.8
35	204	萩市			1	0	0.0	1	0	0.0							378	32	8.5
35	206	防府市			1	0	0.0	1	0	0.0							254	14	5.5
35	207	下松市			1	0	0.0	1	0	0.0							275	36	13.1
35	208	岩国市			1	0	0.0	1	0	0.0							779	79	10.1
35	210	光市			1	0	0.0	1	0	0.0							331	49	14.8
35	211	長門市			1	0	0.0	1	0	0.0							221	5	2.3
35	212	柳井市			1	0	0.0	1	0	0.0							311	37	11.9
35	213	美祢市			1	0	0.0	1	0	0.0							427	48	11.2
35	215	周南市			1	1	100.0	1	0	0.0							957	151	15.8
35	216	山陽小野田市	2012年9月29日	山陽小野田市男女共同参画都市宣言	1	1	0.0	1	0	0.0							338	35	10.4
35	305	周防大島町									1	0	0.0	1	0	0.0	207	23	11.1
35	321	和木町									1	0	0.0	1	0	0.0	22	0	0.0
35	341	上関町									1	0	0.0	1	0	0.0	8	0	0.0
35	343	田布施町									1	0	0.0	1	0	0.0	73	4	5.5
35	344	平生町									1	0	0.0	1	0	0.0	148	18	12.2
35	502	阿武町									1	0	0.0	1	0	0.0	43	2	4.7

<選択肢回答>

男女共同参画に関する宣言

宣言の形態

- 1 首長声明
- 2 議会の議決
- 3 庁内連絡会議の決定
- 4 その他

調査時点コード	1	2024年4月1日	2	その他
---------	---	-----------	---	-----

都道府県	市区町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値							問8-2 目標設定の対象である審議会等の範囲	問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況					問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況					問9-1 (再掲)市町村防災会議(委員のみ) (再掲)市町村防災会議(会長を含む)					調査時点コード												
		問8-1			問8-2					審議会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	委員会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	問8 目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値	その他	問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	その他	問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	その他						
		目標値(%)	目標達成期限	目標値	審議会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数																								女性比率(%)					
	小計				855	745	12,838	4,239	33.0		534	469	7,785	2,377	30.5	95	64	619	135	21.8	599	76	12.7	618	77	12.5											
35	201	下関市	35.0	2026年3月		67	56	1,043	353	33.8	行政委員会及び法令・条例設置の審議会等																										
35	202	宇部市	50.0	2027年3月		44	42	531	235	44.3	「審議会等の設置・運営マニュアル」に基づく分類のうち、「附属機関(法律又は条例設置)」、又は、「私的諮問機関(要綱設置)」に該当するもの。																										
35	203	山口市	40.0	2028年3月		87	73	1,668	501	30.0	法律又は条例、規則等により設置されている審議会等																										
35	204	萩市	40.0	2027年3月		95	91	1,462	571	39.1	法令・条例で設置している審議会等、地方自治法第180条の5に基づく委員会																										
35	206	防府市	35.0	2028年3月		90	81	1,325	433	32.7																											
35	207	下松市	35.0	2028年3月		57	48	665	191	28.7	法律または、政令、条例、要綱等により設置されている審議会																										
35	208	岩国市	40.0	2028年3月		70	57	1,546	429	27.7																											
35	210	光市	40.0	2027年3月		25	22	363	110	30.3	地方自治法第202条の3に基づく審議会等																										
35	211	長門市		2027年3月	2027年3月までに、33.9%から増やす	22	20	287	86	30.0	地方自治法第180条の5に規定する委員会及び委員、地方自治法第202条の3に規定する附属機関、規則等で市が設置する協議会等																										
35	212	柳井市	50.0	2028年3月		70	68	924	418	45.2	要綱等により設置されている懇談会、会議等																										
35	213	美祿市	30.0	2026年3月		32	26	533	150	28.1	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会																										
35	215	周南市	40.0	2025年4月		66	58	935	319	34.1																											
35	216	山陽小野田市	30.0			57	51	805	263	32.7																											
35	305	周防大島町	30.0	2026年3月		26	17	251	49	19.5																											
35	321	和木町				0	0	0	0																												
35	341	上関町				0	0	0	0																												
35	343	田布施町		2028年3月	30%以上	23	14	214	41	19.2	法律、法令又は条例により設置されている審議会等、法律により設置されている委員会等。																										
35	344	平生町	25.0	2026年3月		24	21	286	90	31.5	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等																										
35	502	阿武町				0	0	0	0																												

調査時点コード	1	2024年4月1日	2	その他
---------	---	-----------	---	-----

都道府県 市区町村 コード	市区町村 名	問11-1 管理職の在職状況															問11-2 職務上の地位別職員在職状況										問11-2		問11-5 本庁の防災・危機管理部局への配置状況					問11-5													
		うち一般行政職					うち一般行政職					うち一般行政職					うち一般行政職					調査 時点 コード	その他	防 災 部 局 職 員 数	うち		うち管理職		調査 時点 コード	その他																	
		管理職 総数	うち 管理職 数	女性 比率 (%)	管理職 総数	うち 管理職 数	女性 比率 (%)	管理職 総数	うち 管理職 数	女性 比率 (%)	管理職 総数	うち 管理職 数	女性 比率 (%)	管理職 総数	うち 管理職 数	女性 比率 (%)	管理職 総数	うち 管理職 数	女性 比率 (%)	管理職 総数	うち 管理職 数				女性 比率 (%)	女性 数	女性 比率 (%)	女性 数			女性 比率 (%)																
		課長 相当職	うち 女性 数	女性 比率 (%)	課長 相当職	うち 女性 数	女性 比率 (%)	課長 相当職	うち 女性 数	女性 比率 (%)	課長 相当職	うち 女性 数	女性 比率 (%)	課長 相当職	うち 女性 数	女性 比率 (%)	課長 相当職	うち 女性 数	女性 比率 (%)	課長 相当職	うち 女性 数				女性 比率 (%)	係長 相当職	うち 女性 数	女性 比率 (%)			係長 相当職	うち 女性 数	女性 比率 (%)														
		1,571	273	17.4	1,207	185	15.3	239	20	8.4	185	13	7.0	264	35	13.3	217	31	14.3	1,068	218	20.4	805	141	17.5	1,852	450	24.3	1,292	296	22.9	3,375	1,250	37.0	2,441	895	36.7			123	18	14.6	28	4	14.3		
35 201	下関市	243	33	13.6	200	30	15.0	34	3	8.8	31	2	6.5	64	4	6.3	54	4	7.4	145	26	17.9	115	24	20.9	347	88	25.4	238	57	23.9	976	387	39.7	820	323	39.4	1		9	0	0.0	2	0	0.0	1	
35 202	宇部市	137	37	27.0	93	26	28.0	15	4	26.7	10	3	30.0	27	6	22.2	19	5	26.3	95	27	28.4	64	18	28.1	100	28	28.0	79	23	29.1	215	58	27.0	164	41	25.0	1		9	1	11.1	2	0	0.0	1	
35 203	山口市	186	24	12.9	142	18	12.7	25	1	4.0	22	1	4.5	35	4	11.4	25	4	16.0	126	19	15.1	95	13	13.7	393	76	19.3	236	51	21.6	491	186	37.9	256	117	45.7	1		6	1	16.7	1	0	0.0	1	
35 204	萩市	136	25	18.4	99	15	15.2	23	1	4.3	19	1	5.3	23	4	17.4	18	2	11.1	90	20	22.2	62	12	19.4	104	27	26.0	53	9	17.0	182	85	46.7	90	40	44.4	1		4	0	0.0	1	0	0.0	1	
35 206	防府市	101	22	21.8	81	18	22.2	13	1	7.7	12	1	8.3	22	3	13.6	20	3	15.0	66	18	27.3	49	14	28.6	135	30	22.2	81	21	25.9	179	55	30.7	104	34	32.7	1		9	2	22.2	3	1	33.3	1	
35 207	下松市	52	11	21.2	43	9	20.9	10	2	20.0	9	2	22.2	11	1	9.1	10	1	10.0	31	8	25.8	24	6	25.0	46	13	28.3	30	7	23.3	52	11	21.2	33	7	21.2	1		4	1	25.0	1	0	0.0	1	
35 208	岩国市	127	21	16.5	118	17	14.4	14	0	0.0	13	0	0.0	20	4	20.0	19	4	21.1	93	17	18.3	86	13	15.1	207	54	26.1	202	49	24.3	335	135	40.3	335	135	40.3	1		10	2	20.0	2	0	0.0	1	
35 210	光市	126	36	28.6	63	7	11.1	34	5	14.7	9	0	0.0	5	0	0.0	4	0	0.0	87	31	35.6	50	7	14.0	0	0	0.0	0	0	0.0	128	53	41.4	92	30	32.6	1		5	1	20.0	1	0	0.0	1	
35 211	長門市	62	6	9.7	48	3	6.3	11	0	0.0	9	0	0.0	4	0	0.0	4	0	0.0	47	6	12.8	35	3	8.6	86	20	23.3	62	12	19.4	125	39	31.2	82	23	28.0	1		4	0	0.0	1	0	0.0	1	
35 212	柳井市	43	5	11.6	39	4	10.3	9	0	0.0	8	0	0.0	5	2	40.0	5	2	40.0	29	3	10.3	26	2	7.7	42	14	33.3	35	12	34.3	104	31	29.8	85	22	25.9	1		6	0	0.0	1	0	0.0	1	
35 213	美祿市	68	12	17.6	39	6	15.4	13	1	7.7	9	1	11.1	6	1	16.7	5	1	20.0	49	10	20.4	25	4	16.0	132	44	33.3	80	21	26.3	101	45	44.6	51	22	43.1	1		5	1	20.0	1	1	100.0	1	
35 215	周南市	129	10	7.8	102	9	8.8	19	1	5.3	17	1	5.9	29	2	6.9	24	2	8.3	81	7	8.6	61	6	9.8	137	21	15.3	101	15	14.9	220	66	30.0	128	41	32.0	1		7	1	14.3	2	0	0.0	1	
35 216	山陽小野田 市	76	18	23.7	61	10	16.4	11	0	0.0	10	0	0.0	13	4	30.8	10	3	30.0	52	14	26.9	41	7	17.1	61	16	26.2	48	11	22.9	114	47	41.2	75	27	36.0	1		4	0	0.0	1	0	0.0	1	
35 305	周防大島町	30	6	20.0	27	6	22.2	8	1	12.5	7	1	14.3	0	0	0.0	0	0	0.0	22	5	22.7	20	5	25.0	0	0	0.0	0	0	0.0	38	10	26.3	35	9	25.7	1		4	1	25.0	0	0	0.0	1	
35 321	和木町	7	0	0.0	6	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	7	0	0.0	6	0	0.0	18	5	27.8	13	1	7.7	23	15	65.2	17	9	52.9	1		11	1	9.1	1	0	0.0	1	
35 341	上関町	9	2	22.2	9	2	22.2	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	9	2	22.2	9	2	22.2	8	3	37.5	8	3	37.5	18	3	16.7	18	3	16.7	1		6	0	0.0	2	0	0.0	1	
35 343	田布施町	13	1	7.7	12	1	8.3	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	13	1	7.7	12	1	8.3	15	5	33.3	12	3	25.0	36	9	25.0	27	4	14.8	1		12	4	33.3	2	1	50.0	1	
35 344	平生町	14	2	14.3	13	2	15.4	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	14	2	14.3	13	2	15.4	14	2	14.3	10	0	0.0	34	12	35.3	28	8	28.6	1		4	1	25.0	1	0	0.0	1	
35 502	阿武町	12	2	16.7	12	2	16.7	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	12	2	16.7	12	2	16.7	7	4	57.1	4	1	25.0	4	3	75.0	1	0	0.0	1		4	1	25.0	3	1	33.3	1	

調査時点	議会関係は2024年7月1日(その他2024年4月1日)
------	------------------------------

都 道 府 県	市 区 町 村	区 名	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。 1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													
					議会名	問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問1で1. を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問1で1. を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問3で1. を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問1で1. を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問5で1. を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 (2及び3の場合を除く。)						
			13		1の合計	19	0	18		1		18	18	18	18	19	12	
			3		2の合計	0	15	1		18		0	0	0	0	0	1	
			1		3の合計	0	3			0		0	0	0	0	0	0	
			2		4の合計	0	1					1	1	1	1	0	0	
35	201	下関市	1	下関職員旧姓使用取扱要項 第1条 この要項は、下関市一般職の職員(以下「職員」という。)が、婚姻等により戸籍上の氏を改めた後も引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することを希望するときに、旧姓を使用する職員と実在する職員との同一性の確保及び旧姓の対外的な明示のための措置その他必要な事項を定めるものとする。	下関市議会	1	3	1	下関市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条(略) 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1	
35	202	宇部市	1	宇部市職員の旧姓使用に関する要綱 (目的) 第1条 この要綱は、婚姻、養子縁組その他の事由により、戸籍上の氏を改めた職員が、改正前の氏(以下、「旧姓」という)を職場において使用することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。 (適用職員) 第2条 この要綱により、旧姓使用ができる職員は、一般職に属する職員とする。ただし、臨時的に任用される職員を除く。 (旧姓を使用することができる文書等) 第3条 旧姓を使用することができる文書等は、法令等に抵触するおそれなく、かつ、職務遂行上支障がないと認められる文書等で、別表第1に掲げる基準のいずれかに該当するものとし、別表第2に掲げる基準のいずれかに該当する文書等については使用を認めないものとする。 (旧姓使用の承認申請) 第4条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用承認申請(様式第1号)により、市長に申請し、その承認を受けなければならない。 (承認の通知) 第5条 市長が旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書(様式第2号)により、所属長を経て当該職員に通知するものとする。 (中止届) 第6条 旧姓を使用している職員が、その使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第3号)を所属長を経て市長に提出しなければならない。 (義務) 第7条 所属長は、所属職員の旧姓使用に関し、適切な運用が図られるよう努めなければならない。 2 旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するに当たっては、市民及び他の職員等に誤解や混乱が生じないように努めなければならない。 (委任) 第8条 この要綱に定めるもののほか、旧姓の使用に関し、必要な事項は、市長が別に定める。口	宇部市議会	1	2	1	宇部市議会会議規則口 第二条第二項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)前の日から当該出産の日後八週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第九十条第二項 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)前の日から当該出産の日後八週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1	1
35	203	山口市	1	山口市職員旧姓使用取扱要綱 第3条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用届出書(様式第1号)を、所属長を経て、総務部職員課長に届けなければならない。なお、市長部局以外の職員は、所属長及び任命権者を経て、届出ること。	山口市議会	1	2	1	山口市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1	1
35	204	萩市	1	萩市職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、法的な問題が生じるおそれなく、かつ対外的に誤解や混乱を招き、又は職務遂行上支障が生じるおそれのない範囲内において、旧姓を使用することができる。	萩市議会	1	2	1	萩市議会会議規則 第2条第二項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第91条第二項 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1	
35	206	防府市	1	防府市職員の旧姓使用に関する要綱 第1条 この要綱は職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職に属する職員をいう以下同じ)が、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という)により戸籍上の氏を改めた後に、引き続き改める前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という)を文書等に使用することに関し必要な事項を定めるものとする。	防府市議会	1	2	1	防府市議会会議規則 第二条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の六週間(多胎妊娠の場合にあつては十四週間)前の日から当該出産の日後八週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1	
35	207	下松市	1	下松市職員の旧姓使用に関する規程 第1条 この規程は、個性を尊重し、働きやすい職場環境の整備を図るため、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という)により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という)を文書等に使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。 (適用職員) 第2条 この規程は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職の職員(以下「職員」という)に適用する。	下松市議会	1	3	1	下松市議会会議規則 第2条第二項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	2	
35	208	岩国市	3		岩国市議会	1	2	1	岩国市議会会議規則 第2条第二項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1	

都 道 府 県	市 区 町 村	区 町 村	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	議 会 名	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 する 調 査																		
					問12-1 議員の出産を 欠席事由とし て明記した規 定(産休を含 む)があるか。	問12-2 問1で1.を選 択した場合、 取得するこ とが可能な休 業期間は、次 のうちどれか。	問12-3 問1で1.を選 択した場合、 産前産後期 間の明記はあ るか。	問12-4 問3で1.を選 択した場合 該当部分の条 文(本文)を記 入してください。	問12-5 問1で1.を選 択した場合 、休暇期間の 報酬について 減額の規定は あるか。	問12-6 問5で1.を選 択した場合 、該当部分の 条文(本文)を 記入してくだ さい。	問12-7 議員の仕事と 生活の両立の 観点からの欠 席事由につい て、以下の事 由について1~ 4のいずれか 一つに○をつ けてください。 1. 個別の各 事由を明記し た規定がある 。2. 個別の 各事由を明記 した規定があ るが、解釈又 は運用上認め ている。3. 個 別の各事由を 明記した規定 がなく、解釈 又は運用上認 めていない。4. 個別の各事由 を明記した規 定がなく、過 去に事例も判 断したことな い。(2及び3 の場合を除く。)	配 偶 者 の 出 産	育 児	家 族 の 看 護	家 族 の 介 護	疾 病	其 他						
35	210	光市	2	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したことない。	議 会 名	1	2	1	光市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第91条第2項 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1		
35	211	長門市	1	長門市職場における職員の旧姓使用について 職員が婚姻等により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することについて、次のとおり取り扱うものとする。 1 2に定める文書等における職員の氏名について、当該職員から旧姓使用の申出があった場合、旧姓の記載を行うこととする。 2 「文書等」とは、次に掲げるものをいう。 (1) 職場での呼称 (2) 職員録 (3) 原稿執筆 (4) 人事異動通知書 (5) 林職簿 (6) 名札 3 上記1及び2は、上記2に定める文書等以外のものについて、職員から旧姓使用の申出があった場合は、任命権者が旧姓使用の可否を個別に判断し、旧姓使用の範囲を拡大することができる。 4 人事担当課は、上記方針の周知徹底及び職員からの相談業務等を行う。 5 旧姓使用を行う際の手続は、次のとおりとする。 (1) 旧姓使用を希望する職員は、旧姓使用申出書(別記様式第1号)により、任命権者に申出を行う。 (2) 申出を受けた任命権者は、旧姓及び変更後の戸籍上の氏名の確認について、人事記録カード、改姓前後の氏を証する書面等により行う。 (3) 任命権者は、申出者の旧姓と相違ないものと確認できた場合、旧姓使用通知書(別記様式第2号)により、申出者本人に速やかに通知する。 (4) 旧姓使用を行っている者が旧姓使用を中止しようとする場合は、任命権者に旧姓使用中止届(別記様式第3号)を提出する。 (5) 旧姓使用の申出、旧姓使用の通知(使用開始年月日、使用する旧姓等)、中止については、人事記録カード氏名欄の上段に記載する。 (6) 人事異動等により、任命権者が異なることとなった場合には、人事記録カード氏名欄の上段に旧姓使用の申出、旧姓使用の通知が記載されていることにより、当該職員の異動先の任命権者は、当該職員から旧姓使用の申出があったとみなし、旧姓使用を行うものとする。 附 則 この内規は、平成17年3月22日から施行する。	長門市議会	1	2	1	長門市議会会議規則、長門市議会委員会条例 長門市議会会議規則 (欠席、遅刻又は早退の届出) 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 長門市議会委員会条例 (欠席、遅刻又は早退の届出) 第13条第2項 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2							1	1	1	1	1		
35	212	柳井市	1	柳井市職員旧姓使用取扱規程 第2条第1項 職員は、職場での呼称、法令等に抵触するおそれのない専ら組織内部で使用している文書、軽易な文書等(以下「文書等」という。))で、職務遂行上又は事務処理上支障がないものにおいて、旧姓を使用することができる。	柳井市議会	1	3	1	柳井市議会会議規則、柳井市議会委員会条例 (柳井市議会会議規則) 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 (柳井市議会委員会条例) 第13条第2項 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2							1	1	1	1	1		
35	213	美祿市	1	美祿市病院等事業職員の旧姓使用に関する規程 第4条 管理者は、職員から旧姓使用承認申請書の提出があった場合において、職務遂行上支障がないと認めるときは、旧姓の使用を承認するものとする。	美祿市議会	1	2	1	美祿市議会会議規則 第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							1	1	1	1	1	1	
35	215	周南市	1	周南市職員旧姓使用取扱規程 第2条第1項 旧姓は、法令等に抵触するおそれなく、かつ、職務遂行上又は事務処理上支障がない文書等について、使用することができる。	周南市議会	1	2	1	周南市議会会議規則、周南市議会委員会条例 周南市市議会会議規則 第2条2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							1	1	1	1	1	1	
35	216	山陽小野田市	2		山陽小野田市議会	1	2	1	山陽小野田市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							1	1	1	1	1	1	
35	305	周防大島町	1	周防大島町職員旧姓使用取扱規定 第2条 職員は、法令及び条例等の規定に反するおそれのない専ら組織内部で使用している文書、軽易な文書等(以下「文書等」という。))で職務遂行上又は事務処理上支障がないものにおいて、旧姓を使用することができる。	周防大島町議会	1	4	2										4	4	4	4	1	1
35	321	和木町	4		和木町議会	1	2	1	和木町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに、議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							1	1	1	1	1	1	1
35	341	上関町	4			1	2	1	上関町議会会議規則 第2条 2 前項の事項に関わらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							1	1	1	1	1	1	

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割	
			問12-8	問12-9	問12-10	問12-11			問12-12	問12-13	問12-14	問12-15	問12-16	問12-17	問12-18	問13	問13-1
			議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を概く)を行っているか。	問12-10で1.を選択した場合、行っている取組は、次のうちどれか。			問12-11で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	男女共同参画(ハラスメント防止)に関するもの以外)を行っていますか。	議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問16で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	政治分野の男女共同参画の実施していることがあればご記入ください。	男女共同参画担当部長又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	左記で、1.を選択した場合該当部分の規定を記入してください。
			1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要の場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. ハラスメント防止等に関する規定(倫理規	2. ハラスメントに関する議員向け相談窓口を	3. その他	その他内容	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用する予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上認めている。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)		
35	212	柳井市	4	4	3					1	1	3	4		2		
35	213	美祿市	4	4	3					2	2	3	4		3		
35	215	周南市	4	2	3					1	3	3	4		1	周南市地域防災計画 1 避難所(人権推進施設)の開設及び運営に関すること。 2 人権推進施設の被害状況の調査及び応急復旧に関すること。	
35	216	山陽小野田市	4	4	3					3		3	4	なし	1	山陽小野田市地域防災計画 第3項 市災対本部の運営 5 部及び班 避難所運営における女性ニーズの把握と連絡調整に関すること。	
35	305	周防大島町	4	4	3					3		3	4		3		
35	321	和木町	4	4	3					3		3	4		2		
35	341	上関町	4	4	2					2	2	2	4		2		
35	343	田布施町	4	4	3					3		3	4		2		
35	344	平生町	4	4	3					3		3	3		2		
35	502	阿武町	4	4	2					3		3	4		2		